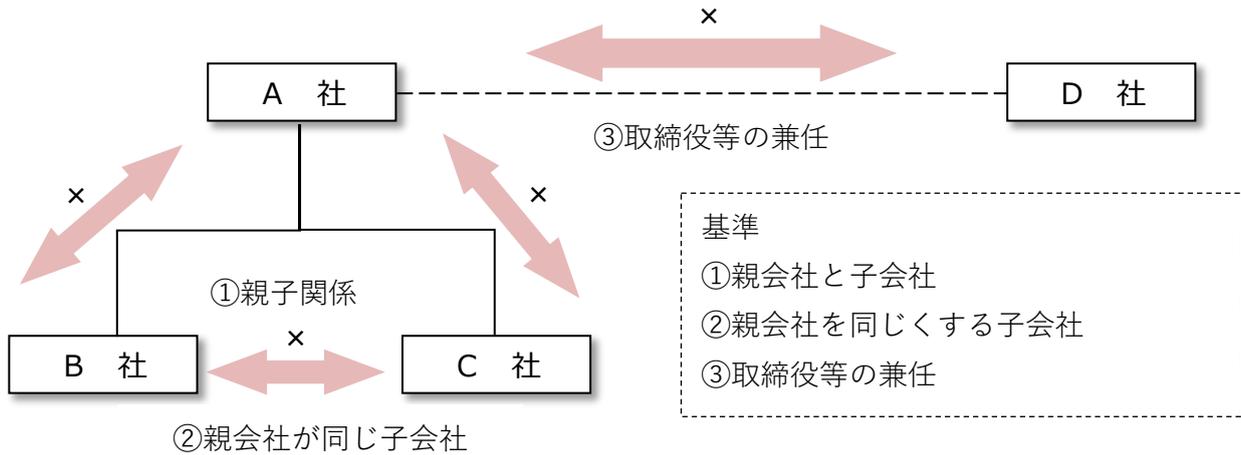


特定関係にある資格者同士の
入札参加に関するQ & A

釧 路 市

特定関係にある資格者同士の 入札参加に関する概念図

【同一入札への参加が制限される事例】



【凡例】

——— 資本関係の繋がりあり

- - - - - 取締役等の兼任あり

↔ x 同一入札への参加が制限される場合

【人的関係の基準】

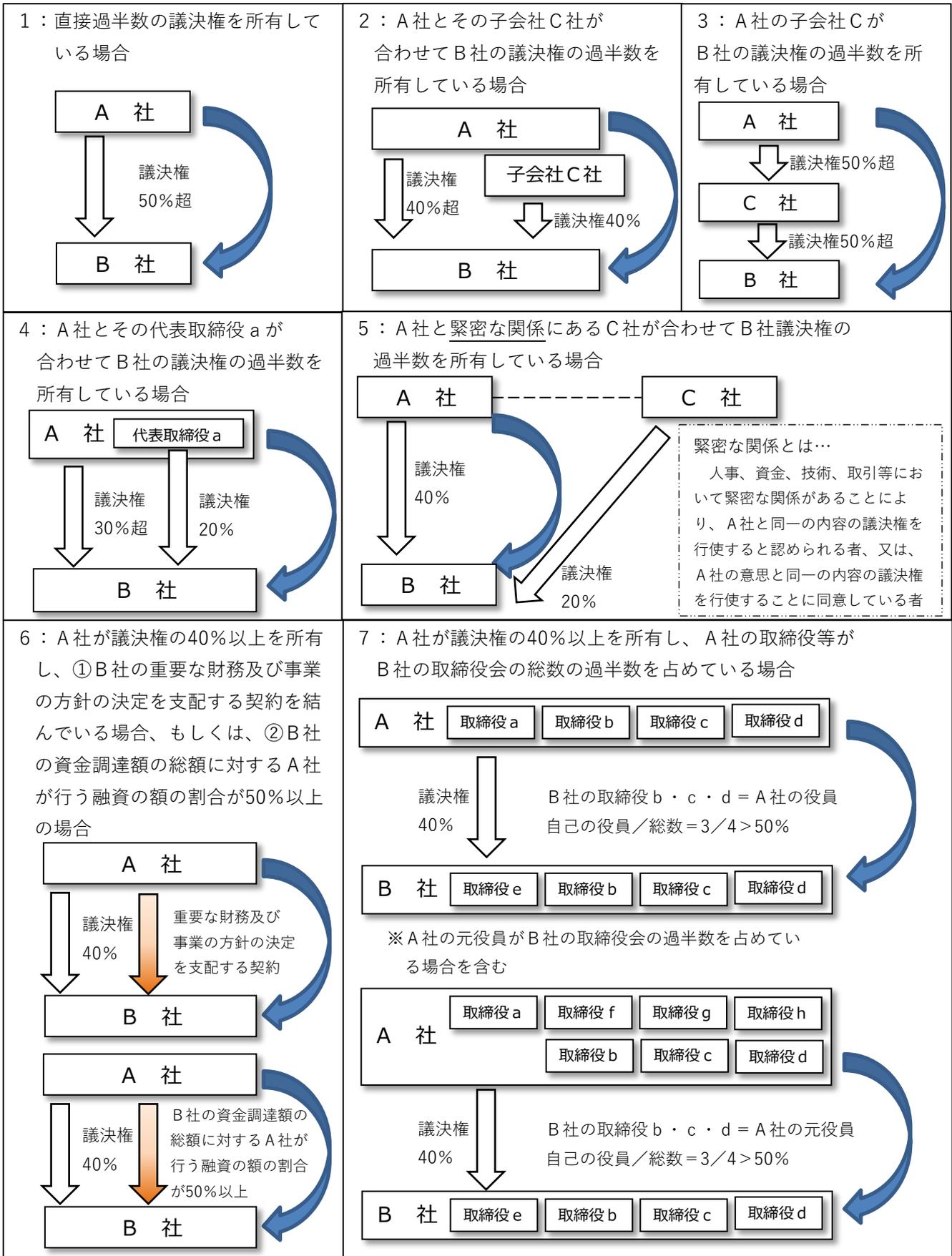
- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 「取締役」には、非常勤取締役も含まれます。

※ 「監査役」、「執行役員」等は該当しません。

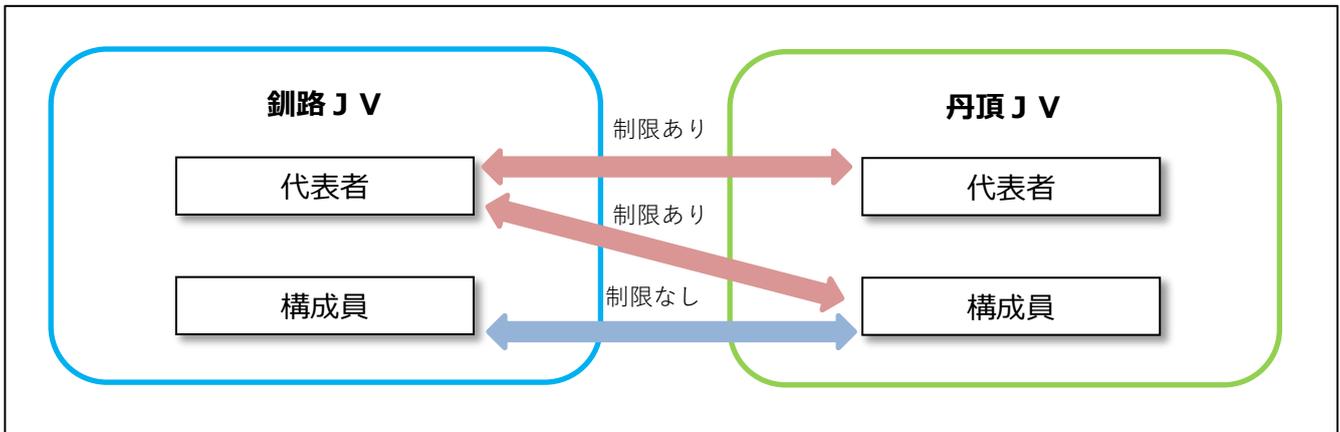
【親会社・子会社の考え方(例)】

○A社からみた場合に子会社とされるB社



【共同企業体】

○特定関係にある資格者同士のJVにおける取扱い



【目次】

- 問 1 本通達を出した経緯は何ですか。
- 問 2 通達記 2 における「基準」はどのような考え方に基づいて設定されていますか。
- 問 3 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限をする理由は何ですか。
- 問 4 (1) 親会社・子会社の関係にある会社同士や (2) 親会社を同じくする子会社同士の入札参加は認められますか。
- 問 5 親会社を同じくする子会社同士の入札制限について、建設業許可を持たない会社を親会社とする子会社同士も制限の対象となるのはなぜですか。
- 問 6 親会社と子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されるのですか。
- 問 7 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。
- 問 8 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何ですか。
- 問 9 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。
- 問 10 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのでしょうか。
- 問 11 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのですか。
- 問 12 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- 問 13 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- 問 14 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- 問 15 人的関係について更生会社等は制限の対象となるのですか。
- 問 16 会計参与は制限の対象となるのですか。
- 問 17 共同企業体についての取扱いは、結成方法などにより異なりますか。
- 問 18 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能ですか。
- 問 19 A 社と B 社が親子会社の関係にあり、A 社が共同企業体の代表者で、B 社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのですか。
- 問 20 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一工事への入札参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

問1 本取扱いを出した経緯は何ですか。

答 次の2つが背景となっております。

(1) 入札の公平性の確保

親会社と子会社の関係にある者同士や親会社を同じくする子会社同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないことから制限するものです。

また、総合評価方式を採用した場合に、親会社は高度な技術提案を、子会社は価格を重視した提案を行い、二社で連携した複数の種類の入札が可能であり、他の参加者と比べて有利となる可能性があるためです。

(2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社が属する形態は、複数の事業子会社が同一の入札に参加することによって談合等の問題が生じる可能性が高いため、談合等の未然防止の観点から制限を加えるものです。

問2 取扱い記2における「基準」はどのような考え方に基づいて設定されていますか。

答 今回の通達では、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある会社同士の同一入札への参加を制限するものです。特定関係があることにより支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しています。

問3 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限をする理由は何ですか。

答 親会社とは、①株式会社を子会社とする会社、②その他の当該株式会社の財務及び事業方針を決定する等経営を支配している法人のことをいいます。

子会社とは、①会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、②その他の当該会社が財務及び事業の方針を決定する等その経営を支配されている法人のことをいいます。

親会社と子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一社と同等にみなすことができます。また、子会社同士であっても、親会社を含めて全体で一社と同等にみなすことができます。

これらの会社間では当然十分に意志疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札参加を制限するものです。

問4 (1)親会社・子会社の関係にある会社同士や(2)親会社を同じくする子会社同士の入札参加は認められますか。

答 (1) 親会社は、実質的に子会社の経営を支配しているため、同一工事への入札参加は認められません。

(2) 親会社を同じくする子会社同士も同じ親会社に経営が支配されているため親子会社の関係と同様、同一企業と見なされることから、同一工事への入札参加は認められません。

問5 親会社を同じくする子会社同士の入札制限について、建設業許可を持たない会社を親会社とする子会社同士も制限の対象となるのはなぜですか。

答 親会社が建設業許可を持っていないとも、親会社を同じくする子会社同士が建設業許可を持っている場合は、特定関係者同士として入札が制限されるためです。

問6 親会社と子会社の子会社(孫会社)との同一入札への参加は制限されるのですか。

答 本通達では、子会社の基準として「(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)」と定めています。

これは親会社及び子会社、または、子会社が、他の会社の経営を実質的に支配しているときに、当該他の会社も親会社の子会社とみなすとの規定であり、子会社の子会社、いわゆる孫会社についても当該子会社が親会社の完全子会社である場合等、親会社に経営を支配されている状態の場合、親会社は孫会社に対しても経営を支配できるため、広義の意味で子会社であるといえ、孫会社を子会社と同一にみなしています。

したがって、孫会社同士も同一入札への参加が制限されることとなります。また、通達の2(1)イ「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」についても、同様の考え方により、孫会社同士の同一入札への参加も制限されます。

問7 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。

答 更生会社や再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)は、財産の処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社から株主総会等の意思決定機関を支配されているとはいえないためです。

問8 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何ですか。

答 同一人物が二社の経営権等に関与していることから、二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問 9 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。

答 代表権の有無によらず、取締役を兼務している場合は、当該業務に係る二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使し得る立場にあるためです。

問 10 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのでしょうか。

答 社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。

なお、指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象となりません。

問 11 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのですか。

答 指名委員会等設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

問 12 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

答 社外取締役は、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一工事への入札参加は可能です。

問 13 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

答 執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法制度上の位置付けはなく、取締役ではないため、同一工事への入札参加は可能です。なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なります。

問 14 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

答 監査役とは、取締役の職務の執行を監査するとともに、取締役等に対し営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査することとされており（会社法第381条1項、2項）、あくまで監査権・調査権を有するもので、取締役のように会社の業務を執行するものではありません。（会社法第348条第1項）

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と性質の異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても、本通知による入札参加制限の対象とはなりません。

問 15 人的関係について更生会社等は制限の対象となるのですか。

答 同一人物が二社の取締役を兼務している場合は、当該二社は人的関係があるとされ、同一入札への参加が制限されます。

しかしながら例外として、このような場合に、どちらか一社が更生会社等であれば、二社とも同一入札に参加することができます。

これは、更生会社の取締役は経営権を有していないこと、再生手続が存続中の会社の取締役は、業務遂行権を有してはいるものの、もう一社の業務にも携わることは想定しにくいことから、二社とも入札に参加することを可能としています。

なお、同一人物が、ある会社の取締役と更生会社等の管財人を兼務している場合は、管財人は事業の経営権等を有していることから、同一入札への参加が制限されます。

問 16 会計参与は制限の対象となるのですか。

答 会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成することになります（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはなりません。

問 17 共同企業体についての取扱いは、結成方法などにより異なりますか。

答 本取扱は、共同企業体の結成方法などにより異なるものではありません。

問 18 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能ですか。

答 特定関係がある会社同士の共同企業体の結成及びその共同企業体の入札参加については、制限はありません。

問 19 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのですか。

答 共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、特定関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札へ参加できません。

特定関係にある会社が互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であれば、両方の共同企業体は同一入札に参加することができます。

質問のケースはA社が共同企業体の代表者であるため、A社、B社を構成員とする両共同企業体は同一工事への入札参加はできません。

問20 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一工事への入札参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

答 特定関係のある会社同士の意思疎通は、開札日等の特定の日だけでなく入札手続の開始時から入札書の提出時点までのいずれの時点でも起こりえるものです。このため、入札の公告時点から入札書の提出時点までの間に、基準に該当した会社は、すべて対象となります。